

# **山形県建築行政マネジメント計画**

**平成 22 年度**

**山 形 県**

## 目 次

### 計画の基本的考え方

1 . 計画策定の趣旨.....	1
2 . 基本的視点.....	1
3 . 計画期間.....	2
4 . 進行管理.....	2

### 建築行政を取り巻く状況

1 . 最近の法改正に関する現状.....	3
( 1 ) 建築基準法の改正による影響と対応.....	3
( 2 ) 建築士法の改正による影響と対応.....	3
( 3 ) 指定確認検査機関等による建築確認.....	4
2 . 最近の違反是正への取り組み.....	5
( 1 ) 個室ビデオ店・カラオケボックス等について.....	5
( 2 ) 認知症高齢者グループホームについて.....	5
( 3 ) ドライクリーニング工場について.....	5
3 . 既存建築物に対する取り組み.....	6
( 1 ) 定期報告制度等について.....	6
( 2 ) アスベスト対策について.....	6

### 建築行政に関する取り組み

1 . 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保.....	8
( 1 ) 建築確認審査の実効性の確保.....	8
( 2 ) 施工時における適法性の確保.....	8
2 . 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底.....	9
( 1 ) 指定確認検査機関等の指導・監督の徹底.....	9
( 2 ) 建築士及び建築士事務所の指導・監督の徹底.....	10
3 . 違反建築物等への対策の徹底.....	11
4 . 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保.....	12
( 1 ) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進.....	12
( 2 ) 建築物の耐震診断・改修の促進.....	13
( 3 ) 建築物に係るアスベスト対策の推進.....	13
( 4 ) 既存不適格建築物の現行基準への水準向上と有効活用.....	14
5 . 建築物に関連する事故・災害等の対応.....	15
( 1 ) 建築物関連事故の適切な対応.....	15
( 2 ) 地震等災害時の迅速な対応.....	15
6 . 消費者への適切な対応.....	16

### 建築行政の総合的・効果的推進

1 . 効率的な業務執行体制の整備.....	17
2 . 関係機関・関係団体との役割分担と連携による執行体制.....	18
(参考)マネジメント推進協議会.....	19



# I 計画の基本的考え方

## 1. 計画策定の趣旨

平成17年の耐震強度偽装事件以降、建築確認・検査制度や建築士資格制度について従来より厳格な審査や制度運用を図るため、建築基準法や建築士法が改正されるなどの法整備が行われている。

その一方で、制度の厳格化は円滑な建築確認手続き等へ影響を及ぼすことから、運用面での改善も行われているところである。

こうした状況を踏まえ、県では、円滑な経済活動に配慮しつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取り組みを行うため、関係機関、関係団体等と連携して建築行政が取り組むべき事項を定めた「山形県建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）を策定する。

## 2. 基本的視点

本計画は、以下の3つの視点に基づき、策定する。

### （1）円滑化の推進

建築行為が経済活動の一環であることを意識し、建築物の安全を担保しつつ、建築確認手続きの迅速化・効率的な業務の推進を図る。

また、業務の可視化により、県民に対して説明責任を果たせるよう進行管理を行う。

### （2）安全性の確保

建築物の安全性の確保を確実に行うため、担当者の資質向上を図るとともに、組織的にチェックできる体制を維持する。

また、行政庁と指定機関の責任分担、役割分担を明確にし、安全性確保を確実なものにする。

### （3）組織連携の強化

県及び関係機関・関係団体等が、それぞれ自律的な取り組みを行ううえで、より迅速かつ効果的に目標を達成するため、組織間の連携強化を図る。

### 3. 計画期間

本計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とする。

### 4. 進行管理

#### (1) 計画の公表

本計画は、県民への周知を図るとともに、目標の確実な達成を図るため、公表するものとする。

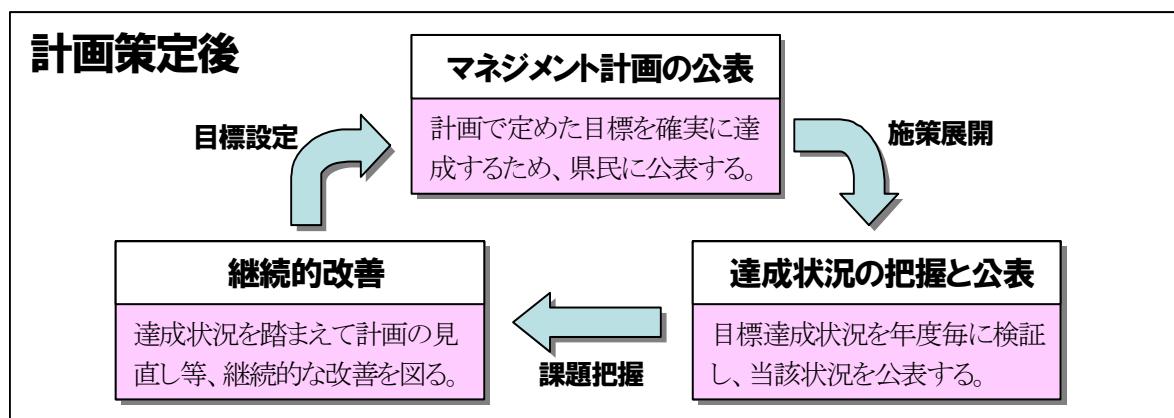
#### (2) 山形県建築行政マネジメント推進協議会による検証

県は、毎年度、目標の達成状況を山形県建築行政マネジメント推進協議会（以下「協議会」という。）に報告し、協議会はその状況について検証を行う。県は、その結果を次年度以降の施策へ反映する。

#### (3) 計画の継続的改善

建築行政を取り巻く状況の変化や、本計画の進捗状況を見極め、迅速かつ効果的な施策を推進するため、必要に応じ協議会に諮って計画の見直しを行う。

〈計画の公表と検証の実施（P D C A サイクルの実施）〉



## II 建築行政を取り巻く状況

### 1. 最近の法改正に関する現状

#### (1) 建築基準法の改正による影響と対応

平成 17 年に発覚した耐震強度偽装事件を受け、建築確認・検査制度の厳格化を図るため、建築基準法が改正され平成 19 年 6 月 20 日に施行された。施行前の改正法についての周知等が不足していたことから、一時期建築確認件数の大幅な減少という事態を招いた。

こうした事態を踏まえ、国土交通省や全国の行政庁では、申請手続の厳格化による経済活動への影響を払拭するための対策に取り組んでいる。

国土交通省においては、建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、建築基準法の運用改善の方針を示し、緊急に対応すべき事項については、建築基準法施行規則及び関係告示等の改正を行い、平成 22 年 6 月 1 日に施行している。

本県においても独自に審査の円滑化に取り組み、2 回にわたって確認件数の減少に対策を実施した。

また、並行審査などの迅速化等、改正に対する取組について混乱のない円滑な施行にも努めており、平成 22 年 5 月 31 日に本計画の一部である建築行政マネジメント計画推進計画書（別添）を策定し、更なる建築確認手続き等の運用改善に取り組んでいる。

#### (2) 建築士法の改正による影響と対応

耐震強度偽装事件を受け、建築士事務所が請け負う設計、工事監理業務の適正化の点から建築士法も大幅に改正された。改正法は、平成 19 年 6 月 20 日と平成 20 年 11 月 28 日に施行された。

県内には、建築士は約 9,500 人いると見込まれ、建築士事務所は約 1,450 件が登録（一級建築士事務所数：約 750、二級建築士事務所数：約 670、木造建築士事務所：6）している。県では、これまで、苦情が寄せられたり、登録して間もない事務所などを中心に年間 20～30 件程度立入検査を実施しているが、最近の実施結果では、平成 20 年度の建築士法の改正に対応できない事務所が多く見受けられる。

#### （参考）建築士事務所の立入検査の実施状況

実施年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
立入件数	23 件	21 件	22 件
指導率	43.5%	76.2%	86.4%

※指導により改善され、建築士処分に至った事例はない。

### (3) 指定確認検査機関等による建築確認

平成 11 年に建築確認・検査業務が民間開放されて以降、行政庁が処理する件数割合は減少し、民間機関のシェアが増加している。

山形県知事が指定する民間確認検査機関は 1 社のみで、500 m<sup>2</sup>以下の規模の建築物等を業務範囲としている。また、国土交通大臣が指定する全国組織の民間検査機関のうち、本県を業務範囲としている検査機関は 8 社ある。

県では、県が指定する民間確認検査機関に立入調査を年 1 回実施している。また、指定構造計算適合性判定機関への立入調査は、指定機関が県外のみでありほとんど県が直接判定しているため、行っていない。

首都圏等で指定機関に 9 割を超す申請が行われている状況から見れば、本県においては行政庁による審査及び指導がなくなる状況ではなく、適確な審査体制を取りつつ、指定確認検査機関への指導を強化していく必要がある。

(参考) 山形県における行政庁と民間検査機関の建築確認件数の割合

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (上半期)
行政庁	45.6 %	32.4 %	27.8 %	28.9%
民間機関	54.4 %	67.6 %	72.2 %	71.1%

## 2. 最近の違反是正への取り組み

建築物等（建築物、建築設備、昇降機等（エレベーター・エスカレーター・遊戯施設）工作物）に関する火災や事故等を踏まえて、同様の事故の発生を未然に防止するため、県内の施設について緊急点検等を実施している。

### （1）個室ビデオ店・カラオケボックス等について

平成19年1月の兵庫県宝塚市内のカラオケボックス店での火災や、平成20年10月の大坂市内の個室ビデオ店での火災（放火）の発生を受け、全国で一斉に個室ビデオ店、カラオケボックス等への立入検査が行われ、建築基準法に適合しない事項について是正指導を行っている。

〈主な違反内容〉

- ・防火・避難規定（排煙設備、非常用照明、避難経路の確保等の不備）

### （2）認知症高齢者グループホームについて

平成22年3月に北海道札幌市のグループホームで火災が発生し、死傷者9名が出たことを受け、全国で一斉に認知症高齢者グループホームについて緊急点検を実施し、建築基準法に適合しない事項について是正指導を行っている。

〈主な違反内容〉

- ・防火・避難規定（非常用照明、排煙設備、間仕切関係、内装制限、敷地内通路、屋根防火の不備）

### （3）ドライクリーニング工場について

平成21年7月、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場における建築基準法の用途規制（建築物の用途により、その立地を規制するもの）違反が全国的に問題となり、全国の行政庁で実態把握調査が行われた。県内のドライクリーニング工場においても違反している事例があり、消費者等への影響が極力少なくなるよう配慮しながら、生活衛生担当部局や消防担当部局と連携して改善指導を進めている。

〈主な法不適合内容〉

建築基準法では、都市計画区域内の用途地域制度のなかで建築物の種類や規模に応じて、その場所に建築できるものが決められているが、その規制に対する法不適合が疑われる施設が見つかった。具体的な法不適合の内容は、以下の2つ。

- ①住居系・商業系の用途地域における、引火性溶剤使用の違反。
- ②用途地域の規制に対する、立地や作業場面積、動力等の規模の違反。

### 3. 既存建築物に対する取り組み

#### (1) 定期報告制度等について

特殊建築物のうち、一定規模以上の不特定多数の利用が考えられる施設については、定期調査検査報告が義務付けられており、資格者による損傷、腐食その他の劣化の状況の点検が行われることとなっている。定期報告の申請率は、全国に比べれば高いものの、未報告が一定割合存在する。

上記以外は、所有者、管理者等が常時適法な状態に維持保全に努めることで、安全性が確保されるが、用途変更や改修工事に伴い法令に不適合な状態になっているものがある。こうした場合の改修工事は建築確認審査が不要で、建築士等が関与しない場合が多いため、工事内容の法令適合状況が確認されないまま違反状態に至っていると考えられる。

#### (2) アスベスト対策について

平成 17 年にアスベスト原料やアスベストを使用した資材を製造していた工場の従業員や工場周辺住民の被害が発覚した後、官民間わず、既存建築物でのアスベスト使用実態調査が実施された。

公共施設については県・市町村において順次対策を進めており、県有施設についてはアスベスト対策が終了した。

一方、民間建築物については延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものを対象に調査を実施したが、平成 19 年 12 月に総務省から民間建築物におけるアスベスト対策を一層推進するよう勧告が出されたことから、1,000 m<sup>2</sup>未満の建築物についても調査範囲を広げている。対象棟数が膨大になることから、公平かつ効率よく実態把握を進めるため、平成 22 年度から県内に現存する建築物について台帳を整備し、データベース化を進め、平成 24 年度に完了する予定である。民間建築物については、アスベスト分析・除去工事の費用が多額なため、対策が進んでいないことから、台帳を活用して更なる指導等に取り組む。

(参考) アスベスト調査結果 (1,000 m<sup>2</sup>以上)

[平成 22 年 3 月 16 日現在]

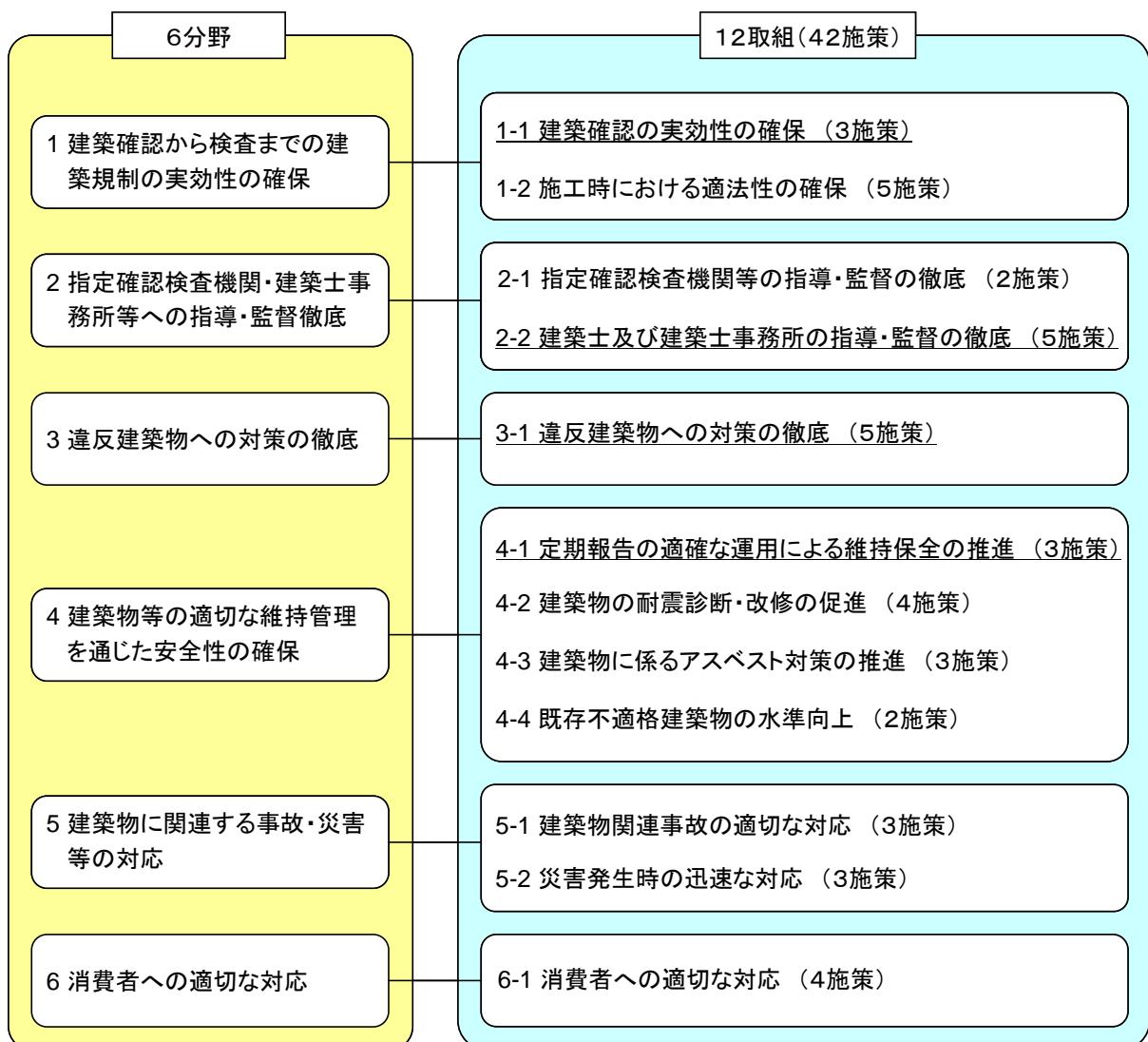
調査対象の建築物	1,476
調査報告のあった建築物	1,126
露出してアスベストの吹付けがなされている建築物	99
除去、封じ込め等、対応済みの建築物	69
未対応の建築物	30

### III 建築行政に関する取り組み

本計画は、建築基準法、建築士法、耐震改修促進法の規制等に関連する内容について、本県の現状を踏まえ、3つの基本的視点に立って6つの分野で12の取組み（42施策）を進める。

中でも、確認審査の迅速化に向けた取組である「建築確認の実効性の確保」にとともに、県民の安全に直結する「建築士及び建築士事務所の指導・監督の徹底」、「違反建築物への対策の徹底」、「定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進」については、重点的に取り組むこととする。

〈計画の体系〉



下線部は、重点的に取り組む分野を示す。

## 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

### (1) 建築確認の実効性の確保

建築確認における建築規制の実効性を確保するため、規制を厳格に適用するとともに、経済活動の妨げとならないよう県の建築確認に係る審査期間の短縮等に取り組む。

審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについては、「山形県建築行政マネジメント計画 推進計画」に基づき取り組みを進めている。

- 【目標】**
- 迅速な建築確認審査の徹底（構造計算適合性判定を要する物件に係る確認書類の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について 35 日以内。）
  - 適確な建築確認審査の徹底

- 【施策】**
- 建築行政マネジメント計画推進計画の実施
  - 建築行政共用データベースシステムを活用した設計者の適格性の確認
  - 日本建築行政会議等を通じた運用の円滑化

(参考) 「建築行政マネジメント計画推進計画書」の主な内容

- ① 建築確認審査の迅速化の取り組み
- ② 建築確認の審査過程のマネジメント
- ※ 推進計画実施後の状況（平成 22 年 10 月～12 月）  
県が行った構造計算適合性判定を要する物件に係る確認審査の平均日数：27.4 日  
(法定通知を発出した物件を除く)

### (2) 施工時における適法性の確保

本県における中間検査率はほぼ 100%、完了検査率にあっては約 9 割程度となっているが、建築物の安全性の確保と違反建築物の発生を防止するため、中間検査及び完了検査の受検をさらに徹底するとともに、工事監理が適確に行われるよう資格を有する工事監理者が適正に選定されるよう指導を徹底する。

- 【目標】**
- 完了検査の検査率のさらなる向上
  - 適格な資格者である工事監理者の関与の徹底

- 【施策】**
- 未受検建築物の所有者に対する督促徹底
  - 未受検理由に応じた適確な指導
  - 中間検査・完了検査時における工事監理者等の立会
  - 建築行政共用データベースシステムを活用した工事監理者の適格性の確認
  - 建築関係団体と連携した指導の徹底

## 2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

### (1) 指定確認検査機関等の指導・監督の徹底

指定確認検査機関は、違反を未然に防ぐため公正かつ適確に建築確認検査を実施する重要な役割を担っている。このため、指定権者をはじめとする行政庁は、指定確認検査機関に対する指導監督をさらに徹底していく。

**【目標】** ○指定確認検査機関に対する処分基準に基づく指導・監督の徹底

**【施策】** ○県と特定行政庁が連携した県内営業所等への立入検査の実施

○指定確認検査機関の処分履歴等の公表ルールの策定

#### (参考) 山形県指定確認検査機関処分基準の概要

不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して迅速・厳正に処分を行う。なお、国（国土交通省）に準じた基準としている。

##### ・基準の構成

- ① 違反事項ごとの処分の内容（一般的基準）
- ② 複数の処分事由がある場合
- ③ 過去に処分を受けている場合
- ④ 情状等による処分の加重又は軽減 等

## (2) 建築士及び建築士事務所の指導・監督の徹底

建築物の安全性を確保するためには、適切な設計及び工事監理が必要であり、建築士の適確な関与が不可欠である。

しかし、平成20年度の建築士法改正に対応できていない事務所が多く、指導率が増加している事態を踏まえ、建築士の自律的な業務の推進を促進するため、行政庁は建築士および建築士事務所に対して適確な指導・監督を徹底していく。

**【目標】** ○建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の強化（建築士事務所への立入指導件数の増）

**【施策】** ○建築士事務所への計画的な立入検査・指導の実施

○建築関係団体と連携した法定業務の周知

○建築士及び建築士事務所の処分基準の厳格な運用

○「指導－注意・処分－是正状況の確認」を1セットとして、是正後の状況について必要に応じ追跡調査を実施する。

○処分が行われた建築士及び建築士事務所については、公報搭載とは別に公開ルールを策定し、ネガティブ情報として一定期間公表する。

**（参考）二級・木造建築士の懲戒処分、建築士事務所の監督処分の基準について**

### ・基準の構成

- ① 違反事項ごとの処分の内容（一般的基準）
- ② 複数の処分事由がある場合
- ③ 過去に処分を受けている場合
- ④ 情状等による処分の加重又は軽減 等

### ・処分基準の概要

#### ① 建築士の懲戒処分

建築基準法、建築士法などの法令違反の内容に応じて処分のランクを設定する。

（交通違反の「反則点」に似たものとなっている。）

最も軽い処分は「文書注意」、最も重い処分は「免許取消」となる。

##### [処分の例]

確認申請手続きを取らずに着工した場合 ランク「6」→業務停止3か月

違反設計（建物の安全性に関する基準違反） ランク「9～15」

→業務停止6か月～12か月

#### ② 建築士事務所の監督処分

建築士事務所の管理建築士又は所属建築士が懲戒処分を受けた場合、それに準じた監督処分を科す。

最も軽い処分は「文書注意」、最も重い処分は「登録取消」となる。

##### [処分の例]

管理建築士が3か月間の業務停止処分を受けた場合→事務所閉鎖 3か月

### 3. 違反建築物への対策の徹底

大阪市で発生した個室ビデオ店火災、群馬県で発生した未届有料老人ホーム火災などを踏まえて、国民の生命、健康及び財産を災害等から守るため、警察、消防、福祉関係機関等と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

なお、県内では、事故の発生等をきっかけに行った緊急点検により違反が発覚するケースがあり、現在も是正指導を継続している案件がある（個室ビデオ店等、認知証高齢者グループホーム、ドライクリーニング工場の用途規制違反 等）。

また、平成21年2月に兵庫県姫路市で発生した違法設置エレベーター死亡事故を受け、建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置エレベーター等に関する情報受付窓口を設置し、寄せられた情報に基づき所要の対応を行うこととしている。

なお、今まで本県では違法設置エレベーター情報はない。

違反建築物は、その多くが用途変更や改修工事を行う際に建築士等の関与が無く、行政庁の確認も無いままに違反状態に至っているとみられることから、既存不適格建築物に対する取り組みとあわせて強力に推進していく。

**【目標】** ○違反建築物対策の強化（パトロール回数の増）

**【施策】** ○計画的なパトロールと調査・検査等により把握した違反への指導の徹底  
○警察、消防、福祉、労働基準監督署等の関係機関との連携体制の確保  
○違反建築物処理マニュアルの作成  
○情報を把握した場合の所要の措置の実施  
○建築主等への周知、啓発活動の実施

## 4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

### (1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

用途変更等により違反建築物の発生を防ぐ観点から定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、昇降機や遊戯施設、建築設備について安全性確保を推進する。

定期報告の履行の徹底にあたっては、データベース等の活用により実効性が上がるよう取り組む。

建築物は、3年に1度の検査対象であることから、用途や規模により報告率にはらつきがあるが、未報告が一定割合存在することから、建築物の管理者の報告を促す取り組みを行っていく。

なお、本県の状況は、定期報告の申請のある割合が全国平均に比べて高い。ただし、一定の割合で未報告の建築物があり、報告が必要な建築物は不特定多数の利用者がいる施設であることから、定期点検を徹底させる意味で、定期報告率の更なる向上に取り組む必要がある。

**【目標】** ○定期報告率の向上（報告率の5%向上を目指す）

**【施策】** ○所有者等へ定期報告制度の周知強化

- 未報告建築物等の原因把握と、督促及び指導の実施
- 特殊建築物定期報告事務処理要領の改正

### （参考）定期調査検査報告率の状況

近年3カ年の状況は以下の表のとおりである。

報告種別	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特殊建築物 <sup>※2</sup>	(63.8) 74.3 % <sup>※1</sup>	(65.0) 82.6 % <sup>※1</sup>	64.6 % <sup>※1</sup>
昇降機等	95.6 % <sup>※1</sup>	94.1 % <sup>※1</sup>	91.8 % <sup>※1</sup>
建築設備	78.4 % <sup>※1</sup>	76.2 % <sup>※1</sup>	74.2 % <sup>※1</sup>

※1 当該年度に報告すべき件数における実際の報告件数の比率を示すもの。

（ ）は全国の数値（建築物同用途の比較）。

※2 山形県の特殊建築物報告用途

平成19年度：劇場、映画館、集会場、物品販売を営む店舗等、事務所等

平成20年度：病院、診療所、学校、体育館、博物館、美術館等

平成21年度：ホテル、旅館、共同住宅等

## (2) 建築物の耐震診断・改修の促進

山形県内の耐震診断・改修の状況は、住宅の耐震化率が74%（平成21年3月）となっており、耐震化されていない住宅は約10万戸存在する。これらの住宅の早期の耐震改修及び建替が喫緊の課題となっている。

なお、県では「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「山形県建築物耐震改修促進計画」を策定し、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画を実施中である。また、県内建築物の総合的な地震対策等の推進を図るため、「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」を設立（平成19年1月17日）し、活動している。

本項目に関する、具体的目標や施策は、上記「山形県建築物耐震改修促進計画」によるものとする。

**【目標】** ○住宅・建築物の耐震化率の向上

**【施策】** ○耐震化の必要性の周知

- 耐震診断及び耐震改修費用の助成制度の普及
- 耐震改修事業者の育成
- 総合的住宅対策の推進

## (3) 建築物に係るアスベスト対策の推進

今後、アスベストを有する多数の建築物が解体期を迎えることが想定されることから、周辺住民の健康と安全を守るために、行政庁が所有者にアスベストの危険性を認識してもらい、アスベスト対策を促していくことが必要である。

**【目標】** ○建築物所有者における、アスベストの安全対策に関する意識の向上

**【施策】** ○アスベストを有する建築物データベースの整備による所有者の把握

- 所有者や建設業者に対するアスベスト対策の周知
- アスベスト除却費用の助成制度の普及

#### (4) 既存不適格建築物の現行基準への水準向上

建築時には建築基準法等に適していた建築物で、建築後に行われた法改正などにより、現行の規定に適合しなくなった既存不適格建築物は、違反ではないものの、将来、一定規模（建築確認申請が必要な規模）を超えて増・改築を行う場合には違法な部分を正し、建築物全体が増・改築を行う時点で法令に適合するようにする必要がある。そのため、所有者から既存不適格建築物の危険性を十分認識してもらい、改修等を進めていく必要がある。

**【目標】** ○建築物所有者における、既存不適格建築物の危険性に関する認識の向上

**【施策】** ○定期報告や違反建築物パトロールを通した危険性のある既存不適格建築物の把握  
○既存不適格建築物の所有者に対する危険性の周知

## 5. 建築物に関する事故・災害等の対応

### (1) 建築物関連事故の適切な対応

大阪市で発生した個室ビデオ店火災、群馬県で発生した未届有料老人ホーム火災等に加えて、エレベーターや遊戯施設に係る事故等建築物等に係る事故が近年多発している。

事故被害の拡大防止を図るため、事故発生時における警察等と連携した、迅速かつ適確な事故対応を行っていく。

**【目標】** ○県の消費者事故等発生時の連絡体制の充実

○事故発生時の迅速な状況把握と情報提供

**【施策】** ○事故の原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省等への報告（情報提供）

○同種の建築物に対する緊急点検等の迅速かつ適確な実施

### (2) 災害発生時の迅速な対応

平成 16 年の新潟県中越地震、平成 19 年の新潟県中越沖地震、平成 20 年の岩手・宮城内陸地震等、近年、本県近隣における大地震が多発している。

本県では大規模災害等対応マニュアルによる対応を実施するとともに、地震災害時における被災者の安全を確保するため、応急危険度判定の実施体制の充実を図っていく。

**【目標】** ○応急危険度判定体制の充実

**【施策】** ○迅速かつ正確な災害情報の把握と提供

○応急危険度判定資格者の確保と技術等の向上

○広域的な応急危険度判定資格者派遣体制の確保

なお、本県の被災建築物応急危険度判定士は 1,270 名、被災宅地危険度判定士は 154 名である（平成 22 年 3 月 31 日現在）。

## 6. 消費者への適切な対応

消費者問題が多様化・専門化し、消費者庁の設置をはじめ国全体として消費者保護制度の充実が図られている。建築物に関する消費者からの相談等も増加しており、建築行政の窓口では対応できる範囲が限定的で、総合的な対応ができないことから、消費者被害の未然防止・拡大防止を図りきめ細やかな対応を行う相談体制を充実していく。

**【目標】** ○消費者の相談機能の充実

**【施策】** ○相談や苦情の内容に応じた窓口等の整理  
○消費者窓口における情報の共有化  
○消費者向けた建築物の事故等の情報提供  
○消費者への情報発信

## IV 建築行政の総合的・効果的推進

本計画を総合的・効果的に推進するためには、行政庁内の業務執行体制の整備等を図るとともに、関係機関、関係団体等との役割分担と連携が重要である。

### 1. 効率的な業務執行体制の整備

社会経済状況の大きな変化を踏まえ、既存の施策や行政サービスについては、見直すべきものは見直す一方で、新たな施策や行政サービスで必要なものについては、的確に対応していく必要がある。さらに、限られた行財政資源の中で、選択と集中を進めながら、県民にとって真に必要な行政サービスを確保していく必要がある。

そのため、現在の人員・予算等を最大限に活用し、関係機関との適切な役割分担のもと、建築行政に関する取組みの重点化を図るとともに、建築主事や確認検査員の将来の配置状況を見据えたより効率的で効果的な業務執行体制を構築していくことが重要である。

#### ○人材育成（審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施）

審査担当者の審査技術の向上を図るため、スキルアップ研修について引き続き計画的に実施して行く。

また、担当者個々人の能力向上につながる資格（設計・工事監理等に建築士資格、建築施工管理技士資格、建築基準適合判定資格）取得について、引き続き推奨していく。

こうした取組みにより、建築行政に携わる職員を長期的な視点から育成していく。

#### ○業務の重点化（指定登録機関等を活用した適確な建築士制度の運用）

建築士制度については、平成20年の法改正で、指定登録機関による建築士免許の登録事務、指定事務所登録機関による建築士事務所登録事務が可能となった。本県においても、指定機関の指定を検討し、建築士の指導・監督の強化に力を入れていく。

#### ○業務の効率化（データベースの整備・活用）

適確に建築行政を推進するためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報について一元的に管理し活用できるようにしていく必要がある。このため、建築行政に関する情報データベースを整備し、実態把握や分析、課題解決等に利用していくと共に、指定確認検査機関など関係機関への利用拡大について検討していく。

具体的対応は、以下のとおり

- ① 建築確認・検査の円滑な実施ならびに記録管理のため、建築行政共用データベースを利用する。
- ② 定期報告の内容を整理し統一したデータベース化を図る。
- ③ 建築士・建築士事務所データベースについて、隨時登録状況を確認できるように整備する。
- ④ アスベスト対策の一環として、既存建築物のデータベースを作成する。

## 2. 関係機関・関係団体との役割分担と連携による執行体制

建築物等の安全性を確保するには、特定行政庁と関係機関・関係団体との役割分担を明確にし、連携して取り組んでいく必要がある。

### ○ 関係機関と役割の整理

以下の関係機関の役割分担表を基に、本計画での検討・検証により、より実効性のあるものに見直していく。

各機関・団体が、役割を自覚し、機関・団体として実効性のある取り組みを、自律的に、そして実施にあたっては協同で取り組んでいく。

#### ・役割分担表

	建築規制 の実効性 確保	指定機関 ・建築士 事務所等 への指導 ・監督の 徹底	違反建築 物への対 策の徹底	維持管理 を通じた 安全性の 確保	事故・災 害等の対 応	消費 者 へ の適切な 対応
行政庁（建築行政担当）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
警察・消防	○		○	○	○	
指定確認検査機関	◎	○				○
建設業法所管行政 宅地建物取引業法所管行政			○		○	○
建築士会 建築士事務所協会	○	◎	○	○	○	○
消費生活センター						◎
建設関係団体	○			○	○	
宅地建物取引関係団体			○		○	○

(参考)

建築行政マネジメント推進協議会会員

役割	団体・機関名
県土整備部 企画関係等	管理課
県建築行政(事務局)	建築住宅課
県確認審査部署	村山総合支庁建設部建築課
	最上総合支庁建設部建築課
	置賜総合支庁建設部建築課
	庄内総合支庁建設部建築課
警察	山形県警察本部生活安全部生活環境課
消防行政	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課
	山形市消防本部
消費者行政	生活環境部危機管理・くらし安心局くらし安心課 (消費生活センター)
建設業指導部局	県土整備部建設企画課
山形県指定確認検査機関	株式会社山形県建築サポートセンター
特定行政庁 ※建築基準法による建築確認等を行う行政庁	山形市まちづくり推進部建築指導課
	米沢市建設部建築住宅課
	鶴岡市建設部建築課
	酒田市建設部建築課
	天童市建設部建設課
関係団体	社団法人山形県建築士会
	社団法人山形県建築士事務所協会
	社団法人山形県建設業協会
	一般社団法人山形県建築協会
	山形県建設労働組合連合会
	社団法人山形県宅地建物取引業協会
	社団法人全日本不動産協会山形県本部